

## 群馬県育成を図る林業経営体選定要領

制定 令和 2 年 1 月 17 日林第 3 0 6 2 8 - 6 号  
一部改正 令和 3 年 3 月 1 日林第 3 0 6 2 8 - 5 号

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、「林業経営体の育成について」(平成 30 年 2 月 6 日付 29 林政経第 316 号林野庁長官通知) (以下「林野庁通知」という。) に定める林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる林業経営体へと育成を図る林業経営体 (以下「育成経営体」という。) の選定について必要な事項を定めるものとする。

### (選定の判断基準)

第 2 条 育成経営体の選定に係る判断基準は、別表 1 のとおりとする。

### (申請書の提出)

第 3 条 育成経営体の選定を受けようとする林業経営体は、随時、様式 1 の群馬県育成を図る林業経営体応募申請書 (以下「申請書」という。) を知事に提出するものとする。

### (育成経営体の選定)

第 4 条 知事は、第 3 条による申請書の提出があった場合において、当該申請の内容が、知事が定める判断基準 (別表 1) に適合すると認められるときは、当該申請者を育成経営体に選定し、様式 2 の群馬県育成を図る林業経営体名簿 (以下「育成経営体名簿」という。) に登録するものとする。

2 知事は、前項の規定による選定の結果を、様式 3 により申請者に通知するものとする。

3 知事は、森林経営管理法 (平成 3 0 年法律第 3 5 号) 第 3 6 号第 2 項の規定に基づき公表した民間事業者については、育成経営体として認定されたものとして扱うものとする。

### (育成経営体の公表)

第 5 条 知事は、第 4 条第 1 項の規定により、育成経営体名簿に登録した育成経営体の名称、代表者氏名、主な所在地の一覧を県ホームページで公表するものとする。

### (登録の有効期限)

第 6 条 登録の有効期限は登録年度から起算して 5 年目の年度の 3 月末までとする。

2 育成経営体が群馬県経営管理実施権設定希望事業者の登録等実施要領第 8 条第 3 項に基づく経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者名簿に登録された場合は、有効期限内であっても、当該事業者を育成経営体名簿から除外するものとする。

### (変更の届け出)

第 7 条 育成経営体は、名称、代表者氏名、主な所在地に変更があった場合は、様式 4 により速やかに知事に届け出るものとする。

(登録の取り消し)

第8条 知事は、育成経営体が次のいずれかの項目に該当する場合、登録を取り消すことができる。

- (1) 育成経営体の解散等が確認された場合
- (2) 申請の内容に虚偽の記載が確認された場合
- (3) その他、業務に関して法令に違反し、事案が重大・悪質など、知事が必要と認める場合

(取組状況報告)

第9条 育成経営体は、毎事業年度の取組状況等について、様式5により、当該報告に係る事業年度終了後3月を越えない日までに知事に報告するものとする。

2 知事は、前項の報告内容を活用し、育成経営体の育成を図るものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、別に定める。

(経過措置)

第11条 令和元年度の育成経営体名簿の有効期限は令和2年3月31日とする。

2 この要領による育成経営体名簿の登録は、令和2年4月1日以降とする。

附則

この要領は令和2年1月17日から施行する。

この要領は令和3年3月1日から施行する。

別表1 育成経営体の選定に係る判断基準

判断項目	審査項目
(1) 生産量の増量又は生産性の向上	<p>素材生産に関し、生産量を一定の割合以上で増加させる目標を有していること、又は生産性を一定の割合以上で向上させる目標を有していること。</p> <p>生産量又は生産性の実績が一定の水準以上の場合、当該実績以上の目標を有していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「一定の割合」とは、5年間で約2割又は3年間で約1割とする。</li> <li>・「一定の水準」とは、生産量は年間5,000 m<sup>3</sup>、生産性は、間伐において8 m<sup>3</sup>/人日、主伐において11 m<sup>3</sup>/人日とする。</li> </ul> <p>※生産性については、上記の物的労働生産性のほか、付加価値労働生産性等を用いることも可能とする。また、素材生産のほか、造林や保育の生産性等の目標を設定することも可能とする。</p>
(2) 生産管理又は流通合理化等	<p>以下のいずれかに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日報の作成・分析による進捗管理や生産工程の見直し、作業システムの改善等の適切な生産管理</li> <li>・製材工場等需要者との直接的な取引、木材流通業者や森林組合系統などの取りまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店と連携した原木の安定供給・流通合理化等</li> </ul>
(3) 造林・保育の省力化・低コスト化	<p>造林・保育の省力化・低コスト化に取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>※造林・保育の省力化・低コスト化とは、伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈の省略、列状間伐等とする。</p>
(4) 主伐後の再造林の確保	<p>以下の両方に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制を有すること又は確保する意向を明らかにすること。</li> </ul> <p>ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない林業経営体が、もう一方を実施する他の林業経営体との連携協定等により一体的に実施できる体制を有する場合を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主伐後に適切な更新を行うこと。ただし、他者の所</li> </ul>

	<p>有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいること又は今後取り組む意向を明らかにすること。</p> <p>※「適切な更新」は、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。(ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林は、植栽による再造林とする。)</p>
(5) 生産や造林・保育の実施体制の確保	<p>素材生産又は造林・保育に関して直近3年以内に1年以上の事業実績を有すること、又は所属する現場作業職員の現場従事実績等が直近3年以内に1年以上であること。</p> <p>ただし、本項目における素材生産は、林業における生産活動に伴うもので、林地の開発及び工事支障木伐採による素材生産は除く。</p>
(6) 伐採・造林に関する行動規範の策定等	<p>伐採と造林の一体的かつ適切な実施に向けて林業経営体が遵守すべき行動規範の策定等を行っていること又は今後行う意向を明らかにすること。</p> <p>※ 「行動規範の策定等」には、林業経営体が専門家の指導等を受けつつ個別に行動規範を策定することのほか、所属する業界団体や県・市町村等が策定した行動規範やガイドライン等の遵守を約束することを含む。</p> <p>行動規範やガイドライン等には、伐採前の現地確認の徹底等誤伐の未然防止を図る措置を盛り込んでいること。</p> <p>行動規範やガイドライン等が遵守されていることを確認する体制の構築に務めること。</p>
(7) 雇用管理の改善及び労働安全対策	<p>林業労働力の確保の促進に関する法律第4条に基づく群馬県の基本計画に定められた労働環境の改善その他の雇用管理の改善を促進するための措置に係る取組若しくはこれに準ずる取組を行っていること又は今後取り組む意向をお明らかにすること。</p>
(8) コンプライアンスの確保	<p>以下のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者</li> <li>・ 業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であつて再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者</li> </ul>

- ・ 国・都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者
- ・ (6)の行動規範やガイドライン等に違反し、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者
- ・ その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

※「代表役員等」とは、法人の代表権を有する役員若しくは個人事業主とする。

※「一般役員等」とは、法人の役員、支配人又はその支店若しくは営業所を代表する者とする。

※「その他・・・(略)・・・相当の理由がある者」については、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等とする。

様式 1

群馬県育成を図る林業経営体応募申請書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏 名 :

群馬県育成を図る林業経営体選定要領第 3 条の規定に基づき、別紙により申請します。

申 請 様 式

(フリガナ) 商号又は名称	
(フリガナ) 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
設立年月日	
営業年数	
資本金（出資金）	
電話番号	
メールアドレス	

注 申請者が個人の場合は、「商号又は名称」欄に「個人」と記載すること。また、「事務所の所在地」を「住所」、  
「設立年月日」を「生年月日」、「営業年数」を「経験年数」に読み替えること。なお、「資本金（出資金）」欄は、記載を要しない。

添付書類

添付した書類は添付欄にチェックしてください。

書類名称	添付
登記事項証明書又は住民票の写し	<input type="checkbox"/> ※
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	<input type="checkbox"/>
主伐後の再造林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	<input type="checkbox"/>
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	<input type="checkbox"/>
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	<input type="checkbox"/> ※
雇用に関して交付している文書の様式	<input type="checkbox"/> ※
就業規則の写し（労働基準監督署に就業規則を届出している場合はその写し）	<input type="checkbox"/> ※
職員の労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況一覧	<input type="checkbox"/>
貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写し（直近1年分）	<input type="checkbox"/>

注1 該当がない項目の書類については、提出は不要。

注2 申請者が林業労働力の確保に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主の場合、添付欄中の※印のある書類について省略することができる。

# 1 生産量の増加又は生産性の向上

## (1) 事業期間

直近の事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日  
 目標とする事業年度： 年 月 日 ～ 年 月 日

## (2) 事業の実績及び目標

※直近3事業年度の実績及び目標とする事業年度（3年後又は5年後）の見込を記載してください。  
 ※「目標とする事業年度の見込」欄の数値のうち、目標として設定するものについて、「目標とする項目」欄にチェックしてください。（「目標とする項目」は、「主伐（直営）に係る生産性」、「間伐（直営）に係る生産性」、「素材生産材積（直営）」、「素材生産材積（直営+請負）」、「植付（直営）に係る生産性」、「下刈り（直営）に係る生産性」、「その他（直営）に係る生産性」のいずれか一つ以上を設定）

事業区分	指標	内訳	直近3事業年度の実績			目標とする事業年度の見込	目標とする項目
			直近の前々年	直近の前年	直近		
素材生産	主伐	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
		材積 (m3)	直営				
			請負				
			合計				
	間伐	面積 (ha)	直営				<input type="checkbox"/>
			請負				
			合計				
		材積 (m3)	直営				
			請負				
			合計				
計	材積 (m3)	直営					
		請負					
		合計					
造林・保育	植付	面積 (ha)	直営			<input type="checkbox"/>	
			請負				
			合計				
		生産性 (ha/人日)	直営				
	下刈り	面積 (ha)	直営				
			請負				
			合計				
		生産性 (ha/人日)	直営				
	（その他）	面積 (ha)	直営				
			請負				
合計							
生産性 (ha/人日)		直営					
路網	作業道開設 (m)	直営					
		請負					
		合計					

- 注1 「材積」は、素材材積換算とする。
- 注2 「生産性」は、伐採からトラック積込地（山土場等）への集積までの工程における単位時間・労働量あたりの素材生産量（=m3/人日）とする。
- 注3 「直営」とは、事業主自身又は直接雇用する現場作業員により実施したものをいう。
- 注4 「請負」とは、他者への請負により実施したものをいう。
- 注5 「造林・保育」欄の「その他」には、獣害防止、除伐、枝打ち、保育間伐等の保育作業について記載してください。



(3) 直近3事業年度に実施した事業区域

区 分	事 業 区 域	備 考
素材 ・ 生産		
造林 ・ 保育		

注1 「区分」は、(2)の「事業区分」に同じ。

注2 「事業区域」欄には、直近3事業年度に実施した主な区域(市町村単位)を記載すること。

注3 「備考」欄には、県域又は地域森林計画区域(申請者の事業活動区域が県内全域である場合を除く)を越えて事業を実施した場合にあっては、その旨を記載すること。

(4) 請負事業体の実績

区 分	事 業 体 名
素材 生産	
造林 保育	
路網	

注1 「区分」は、(1)の「事業区分」に同じ。

注2 「事業体名」欄には、直近3事業年度に直営以外の請負事業等により事業を実施した場合、その主な事業体名を記載すること。

(5) 目標達成に向けた取組

(2)で設定した目標達成に向けて、今後事業体として取り組む具体的内容を記述してください。

## 2 生産管理又は流通合理化等

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、( )内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ □欄のうち、「取り組む意向がある」とは、現在取り組んでいないが、今後取り組む意向を有する場合にチェックし、その取り組む予定年を記述してください。

	取り組んでいる	取り組む意向がある	
(1) 適切な生産管理			
作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
作業システムの改善	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
(2) 原木の安定供給・流通合理化等			
製材工場等需要者との直接的な取引	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
森林所有者や工務店等との連携	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)
その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年後)

(1) 及び (2) の該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。

注1 「とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷」は、木材市売市場により競り又は入札による木材取引を除く。

注2 「森林所有者や工務店等との連携」とは、「顔の見える木材での快適空間づくり事業」等の、森林所有者、製材業者、工務店等と連携し、地域の木材を利活用する取組をいう。

### 3 造林・保育の省力化・低コスト化

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、( ) 内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ □欄のうち、「取り組む意向がある」とは、現在取り組んでいないが、今後取り組む意向を有する場合にチェックし、その取り組む予定年を記述してください。

	取り組んでいる	取り組む意向がある	
伐採・造林の一貫作業システムの導入	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)
コンテナ苗の使用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)
低密度植栽	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)
下刈りの省略	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)
列状間伐	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)
その他 ( )	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)

上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。

注 「伐採・造林の一貫作業システム」は、伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる梨郷機械を地拵え又は苗木等の資材運搬に、若しくは集材用架線を苗木等の資材運搬に活用するシステムをいう。なお、伐採作業と造林作業の連続性については、秋に伐採・搬出を実施した際に林業機械で地拵えを行い、翌春、下刈りの繁茂を抑える前に直ちに植栽を行う場合も含む。

### 4 主伐後の再造林の確保

以下の項目の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ □欄のうち、「整備する意向がある」とは、現在取り組んでいないが、今後取り組む意向を有する場合にチェックし、その取り組む予定年度を記述してください。

主伐又は主伐後の再造林を一体的に実施する体制	有している <input type="checkbox"/>	整備する意向がある <input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)
主伐後の適切な更新	取り組んでいる <input type="checkbox"/>	取り組む意向がある <input type="checkbox"/>	( 年 年 年後)

上記のうち該当するもの (チェックしたもの) について、具体的内容を記述してください。

注1 「一体的に実施する体制」とは、主伐と再造林の両方を実施できる体制があることをいう。ただし、主伐と再造林のどちらか一方を行わない民間事業者が、もう一方を実施する他の民間事業者との連携協定等により一体的に実施できる体制を有する場合を含む。

注2 「主伐後の適切な更新」とは、他者の所有する森林の主伐にあつては、事前に森林所有者に対する適切な更新の働きかけに取り組んでいることをいう。

注3 「適切な更新」は、林地生産力が比較的高く傾斜が緩やかな人工林において主伐を行う場合は再造林を基本とする。（ただし、経営管理実施権の設定を受けた森林は、植栽による再造林をいう。）

## 5 生産や造林・保育の実施体制の確保

以下の□欄について、該当する箇所をチェックしてください。

- |                                   |      |      |
|-----------------------------------|------|------|
|                                   | 実績あり | 実績なし |
| (1) 適切な生産管理                       |      |      |
| 素材生産に関して、直近3年以内に1年間以上の事業実績がある     | □    | □    |
| 造林・保育に関して、直近3年以内に1年間以上の事業実績がある    | □    | □    |
| 所属する現場作業員の現場従事実績等が直近3年以内に1年間以上である | □    | □    |

### (2) 森林経営計画作成状況

計 画 区 分	林班計画	区域計画	属人計画
計画面積 (ha)			
計画数 (箇所)			

注1 直近の事業年度末における有効な森林経営計画の作成実績を記入してください。

注2 計画区分欄の林班計画とは、森林法施行規則第33条第1号イ、区域計画とは同号ロ、属人計画とは同条第2号に定める森林経営計画をいう。

### (3) 林業機械の保有状況等

	グラブ ル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッダ	
保有数	台	台	台	台	台	台	台	台	台
リース等	台	台	台	台	台	台	台	台	台

注1 「リース等」は、直近の事業年度の契約実績とし、台数は契約期間を365日（又は12か月）で除した値とし、小数点以下第二位を四捨五入し記入してください。

### (4) 技術者・技能者の数

フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道作設 オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人
技能士	林業技士	フォレスター 森林総合管理士			
人	人	人	人	人	人

注1 フォレストワーカー（林業作業士）、フォレストリーダー（現場管理責任者）、フォレストマネージャー（統括現場管理責任者）とは、「研修終了者に係る登録制度の運用について（平成10年4月1日付け林野組第36号林野庁長官通知）」に基づき、林業労働力確保支援センター等が実施する研修を終了し、農林水産省が備える研修終了者名簿に登録された者をいう。

注2 森林施業プランナーとは、森林施業プランナー育成のための研修を受講するなどして、森林施業の方針や間伐等の施業に係る事業収支を示した施業プランを森林所有者に説明・提案し、合意形成を図るものをいう。

注3 森林作業道作設オペレーターとは、森林作業道作設オペレーター養成のための研修を受講するなどして、丈夫で簡易な作業道を作設する能力を有する者をいう。

注4 技術士とは、技術士法に基づく技術士（技術士補を含む。）をいう。

注5 技能士とは、職業能力開発促進法に基づく技能士（技能士補を含む。）をいう。

注6 林業技士とは、（社）日本森林技術協会の認定する林業技術士をいう。

注7 フォレスター（森林総合監理士）とは、森林法に基づく林業普及指導員資格試験の地域森林総合監理の区分に合格した者をいう。

## 6 伐採・造林に関する行動規範の策定等

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ □欄のうち、「策定等する意向がある」又は「整備する意向がある」とは、現在取り組んでいないが、今後取り組む意向を有する場合にチェックし、その取り組む予定年を記述してください。

独自の行動規範等の策定	<input type="checkbox"/>	策定等 している	<input type="checkbox"/>	策定等する 意向がある	( )	年後
所属する団体や県等による行動規範等の遵守等 (遵守する規範等の策定主体： )	<input type="checkbox"/>	遵守 している	<input type="checkbox"/>	独自規範 を遵守する		
行動規範等の遵守を確認する体制	<input type="checkbox"/>	整備 している	<input type="checkbox"/>	整備する 意向がある	( )	年後

上記のうち該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

注 既に独自の行動規範を策定済みの場合は、その写しを添付すること。

## 7 雇用管理の改善及び労働安全対策

以下の□欄について、該当する箇所にチェックしてください。

※ その他の取組等がある場合には、( )内に記載するとともに該当する箇所にチェックしてください。

※ □欄のうち、「取り組む意向がある」とは、現在取り組んでいないが、今後取り組む意向を有する場合にチェックし、その取り組む予定年を記述してください。

(1) 雇用管理の改善		取り組ん でいる		取り組む 意向がある		
現場作業職員の「期間の定めのない雇用」化への取組	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
現場作業職員の月給化への取組	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
計画的な研修実施などの教育訓練の充実	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
退職金共済への加入などの福利厚生の実施	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
その他 ( )	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
(2) 労働安全対策		取り組ん でいる		取り組む 意向がある		
現場作業職員等への安全衛生教育	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
労災保険への勧誘（一人親方等の特別加入を含む）	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
リスクアセスメント	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
防護具の着用の徹底	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
作業現場の安全巡回	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
林業・木材製造業労働災害防止協会等による安全指導	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後
その他 ( )	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		( )	年後

(1) 及び (2) の該当するもの（チェックしたもの）について、具体的内容を記述してください。

### (3) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
( ) 人	( ) 人				

## 8 コンプライアンスの確保

以下の□欄について、該当する箇所をチェックしてください。

	はい	いいえ
業務に関連して法令に違反し、代表役員等や一般役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときから1年間を経過していない者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

業務に関連して法令に違反し、事案が重大・悪質な場合であって再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------

国、都道府県又は市町村から入札参加資格の指名停止を受けている者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
------------------------------------	--------------------------	--------------------------

注 該当がある場合は、指名停止の処分状況（期間、理由等）を記載してください。

{

6の行動規範等に違反し、再発防止に向けた取組が確実に行われると認められない者である。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------

その他森林の経営管理を適切に行うことができない又は森林の経営管理に関し不正若しくは不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------

{ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者や暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者等 }

様式2

群馬県育成を図る林業経営体名簿

登録 番号	登録 年月日	有効 期限	(フリガナ) 商号又は名称	(フリガナ) 代表者氏名	主たる事務所の所在地

様式3

第 号  
年 月 日

申 請 者 様

群馬県知事

印

群馬県育成を図る林業経営体の選定結果について

群馬県育成を図る林業経営体選定要領第4条の規定により、 年 月 日付で申  
請のあったこのことについて、下記のとおり選定結果を通知します。

記

- 育成すべき林業経営体に選定します。
- この度は、育成すべき林業経営体に選定しません。  
なお、理由については、以下のとおりです。

[ ]

様式4

群馬県育成を図る林業経営体名簿登録内容変更届出書

年 月 日

群馬県知事あて

住 所：

商号又は名称：

代表者 氏 名：

年 月 日付で登録された群馬県育成を図る林業経営体名簿について、下記のとおり変更したいので、群馬県育成を図る林業経営体選定要領第7条の規定に基づき届出します。

記

登録番号：  

---

1. 変更内容

変更前：

変更後：

2. 変更理由

3. 添付書類

(1) 法人の場合

- ・登記事項証明書の写しを添付

(2) 法人以外の場合

- ・変更内容が確認できる書類を添付



様式5

年 月 日

群馬県知事あて

住 所 :

商号又は名称 :

代表者 氏 名 :

取組状況報告について

群馬県育成を図る林業経営体選定要領第9条第1項に基づき、 年度（事業期間 年  
月 日～ 年 月 日）における取組状況を別紙のとおり報告します。

様式5 別紙

取組状況報告書（      年度）  
 （事業期間      年      月      日～      年      月      日）

登録番号	
（フリガナ） 商号又は名称	
（フリガナ） 代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
電話番号	
メールアドレス	

添付書類

添付した書類は添付欄にチェックしてください。

書類名称	添付
登記事項証明書又は住民票の写し	<input type="checkbox"/> ※
共同販売・共同出荷に関する協定書等の写し	<input type="checkbox"/>
主伐後の再生林の確保に関して連携する林業経営体との協定書等の写し	<input type="checkbox"/>
請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類	<input type="checkbox"/>
伐採・造林に関する行動規範やガイドライン等の写し	<input type="checkbox"/>
社会・労働保険への加入状況が確認できる書類	<input type="checkbox"/> ※
雇用に関して交付している文書の様式	<input type="checkbox"/> ※
就業規則の写し（労働基準監督署に就業規則を届出している場合はその写し）	<input type="checkbox"/> ※
職員の労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況一覧	<input type="checkbox"/>
貸借対照表及び損益計算書の写し又は青色申告決算書等の写し（直近1年分）	<input type="checkbox"/>

注1 申請書に添付した書類から変更がない場合は提出不要です。

注2 該当がない場合、提出は不要です。「請負契約書の写し等事業実績が確認できる書類」は必ず添付してください。

注3 申請者が林業労働力の確保に関する法律（平成8年度法律第45号）第5条第1項の認定を受けた事業主の場合、添付欄中の※印のある書類については省略することができます。

## I. 前事業年度の実績

以下の実績については、当該年度に実施した全ての実績を記載してください。

### 1. 森林整備事業等の実績

#### (1) 当該事業年度の森林整備実績

事業区分		指標	内訳	年度実績
素材 生産	主 伐	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
		材積 (m3)	直営	
			請負	
			合計	
	生産性 (m3/人日)	直営		
	間 伐	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
		材積 (m3)	直営	
			請負	
合計				
生産性 (m3/人日)	直営			
計	材積 (m3)	直営		
		請負		
		合計		
造林・ 保育	植 付	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
		生産性 (ha/人日)	直営	
	下 刈 り	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
		生産性 (ha/人日)	直営	
	そ の 他	面積 (ha)	直営	
			請負	
			合計	
		生産性 (ha/人日)	直営	
路 網	作業道開設 (m)	直営		
		請負		
		合計		

#### (2) 当該事業年度に実施した事業区域

区 分	事 業 区 域	備 考
素材 ・ 生産		
造林 ・ 保育		

(3) 当該事業年度に請負で実施した実績（請負先）

区分	事業体名
素材生産	
造林保育	
路網	

(4) 森林経営計画作成状況（累計）

計画区分	林班計画	区域計画	属人計画
計画面積 (ha)			
計画数 (箇所)			

2. 実施体制

(1) 林業機械の保有状況等

	グラブ ル	プロセッ サ	ハーベス タ	フォワー ダ	スイング ヤーダ	タワー ヤーダ	フェラー バンチャ	スキッド	
保有数	台	台	台	台	台	台	台	台	台
リース等	台	台	台	台	台	台	台	台	台

注1 「リース等」は、直近の事業年度の契約実績とし、台数は契約期間を365日（又は12か月）で除した値とし、小数点以下第二位を四捨五入し記入してください。

(2) 技術者・技能者の数

フォレスト ワーカー	フォレスト リーダー	フォレスト マネージャー	森林施業 プランナー	森林作業道作設 オペレーター	技術士
人	人	人	人	人	人
技能士	林業技士	フォレスター 森林総合管理士			
人	人	人	人	人	人

(3) 雇用の状況

職員数（うち常用）		社会・労働保険等への加入状況			
現場作業職員	事務系職員	労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
人	人	人	人	人	人
( ) 人	( ) 人				

II. 取組の状況

以下の項目のうち、当該事業年度に取り組んだものがあれば、内容をご記入ください。

1 生産管理又は流通合理化等

(1) 適切な生産管理

（作業日報の作成・分析による進捗管理や工程の見直し、作業システムの改善など）

(2) 原木の安定供給・流通合理化等

（製材工場等受容者との直接的な取引、とりまとめ機関を通じた共同販売・共同出荷、森林所有者や工務店等との連携など）

**2 造林・保育の省力化・低コスト化**

(伐採・造林の一貫作業システムの導入、コンテナ苗の使用、低密度植栽、下刈りの省略、列状間伐など)

**3 主伐後の再造林の確保**

(主伐及び主伐後の再造林を一体的に実施する体制、主伐後の適切な更新)

**4 伐採・造林に関する行動規範の策定等**

(1) 行動規範の策定等

(独自の行動規範の策定、所属する団体や県等による行動規範等の遵守等)

(2) 行動規範等の遵守を確認する体制

**5 雇用管理の改善及び労働安全対策**

(1) 雇用管理の改善

(現場作業職員の「期間の定めのない雇用」化への取組、現場作業職員の月給化への取組、計画的な研修実施などの教育訓練の充実、退職金共済への加入などの福利厚生の実施など)

(2) 労働安全対策

(現場作業職員等への安全衛生教育、労災保険への加入(一人親方等の特別加入を含む)、リスクアセスメント、防護具の着用の徹底、現場作業の安全巡回、林業・木材製造業労働災害防止協会等による安全指導など)

(参考様式)

## 職員の労働安全衛生法に基づく特別教育の実施状況一覧

商号又は名称	
--------	--

番号	氏名	労働安全衛生法に基づく特別教育											
		立木の伐木作業				伐木等機械の運転の業務		走行集材機械の運転の業務		機械集材装置の運転の業務		簡易架線集材装置又は架線集材機械の運転の業務	
		安全則36(8)		平31. 2. 14基発0214第9号補イ		安全則36(6の2)		安全則36(6の3)		安全則36(7)		安全則36(7の2)	
		交付日	修了証番号	交付日	修了証番号	交付日	修了証番号	交付日	修了証番号	交付日	修了証番号	交付日	修了証番号
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													